

財務省告示第二百四十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平

成十七年六月二十日に発行する利付国債の発行条

件等を次のとおり告示する。

平成十七年六月十七日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第二

二 発行之根拠 財政法（昭和十二年法律第三

三 法律及びそ 十四号）第四條第一項及び平

四 法の公債の発行の特例等に關す

五 十七年六月二十日に発行する利付国債の発行条

六 法律（平成十七年法律第十九

七 号）第二條第一項並びに国債整

八 理基金特別会計法（明治三十九

九 年法律第六号）第五條第一項

十 社債等の振替に關する法律（平

十一 成十三年法律第七十五号。以下

十二 振替法の適用 振替法（という。この規定の適用

十三 用を受けるものとし、その振替

十四 機関は日本銀行とする。

十五 日本郵政公社による国債の募集

十六 の取扱いは、及び取得による発行

十七 額、金額で二百五十億円

十八 うち、財政法第四條第一項の規

十九 定に基づき発行する利付国債に

二十 ついては、額、金額で十四億八

二十一 千八百九十萬圓、平成十七年

二十二 度に於ける財政運営のため法律

二十三 債の発行の特例等に關する法律

二十四 第二條第一項の規定に基づき發

二十五 行する利付国債に關する法律

二十六 第五條第四項の額、金額、特別

二十七 五、十、二十億圓、特別会計計

二十八 五、十、二十億圓、特別会計計

二十九 五、十、二十億圓、特別会計計

三十 五、十、二十億圓、特別会計計

三十一 五、十、二十億圓、特別会計計

三十二 五、十、二十億圓、特別会計計



十八 払込期日 平成十七年六月二十日